

梯川水系流域委員会規約

(案)

第1条 (名称)

本会は、「梯川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条 (目的)

委員会は、「梯川水系河川整備計画（国管理区間）（以下「整備計画」という。）」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条 (委員会の組織及び委員等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。
- 4 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会の招集は、局長より委任された金沢河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。
- 8 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 9 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第4条 (情報公開)

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第5条 (事務局)

委員会の事務局は、金沢河川国道事務所に置く。

第6条 (規約の改正)

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条 (雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和 2 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

改 正 令和 年 月 日 （別添改め）

別添

梯川水系流域委員会 委員名簿
(案)

氏名	所属・役職等	備考
いけもと 良子 池本 良子	金沢大学 <u>名誉教授</u>	
おぐま ひとし 小熊 仁	高崎経済大学 地域政策学部 <u>教授</u>	
すずき ひろゆき 鈴木 洋之	<u>北海学園大学 工学部 教授</u>	
たきもと ひろし 瀧本 裕士	石川県立大学 <u>生物資源環境学部</u> 教授	
たにぐち けんじ 谷口 健司	金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学系 <u>教授</u>	
つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	委員長
なかむら こうじ 中村 浩二	金沢大学 名誉教授	
ひらの すぐる <u>平野 優</u>	<u>元小松短期大学地域創造学科 教授</u>	
みやはし しょうえい <u>宮橋 勝栄</u>	小松市長	

(50音順、敬称略)